

(第13条関係)

認証に従事する者の資格に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県有機農産物等認証業務規程第13条の規定に基づき、検査員、判定員及び事務員の資格に関する事項について規定する。

(資格要件)

第2条 検査員及び判定員は、第3条を満たす者を任命し、認証の業務を行うまでに第4条の研修を修了し第6条第1項の力量を有することとする。

2 事務員は、認証の業務を行うまでに第4条の研修を修了し第6条第2項の力量を有する者とする。

3 県は、検査員及び判定員を任命及び事務員を配属する際、学歴、職歴及び研修受講履歴により資格要件を満たしているか確認するものとする。

(認証に従事する者に必要な知識、経験)

第3条 次のいずれかに該当すること。

(1) 学校教育法による大学若しくは旧専門学校令による専門学校以上の学校において別表の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、別表の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる実務に2年以上従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令による中等学校で別表の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、別表の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる実務に3年以上従事した経験を有する者

(3) 別表の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる実務に4年以上従事した経験を有する者

(4) 上記(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者

(研修)

第4条 認証の業務を行うまでに修了すべき研修の内容は以下のとおり。

(1) JAS関係法令等制度全般に関する事項

(2) 農林物資の種類毎の品質管理及び生産行程に関する事項

(3) その他必要な事項

(研修の方法)

第5条 研修の実施時間は、5時間以上とし、必要に応じて生産現場での実習を含む。

- 2 講師については基本的に県担当職員とするが、必要に応じて外部の講師を招くものとする。
- 3 県は、(一社)日本農林規格協会等の他団体が主催する講習会への研修対象者の参加をもって、県が主催する研修に参加したものとみなすことができる。

(認証に従事する者に必要な力量)

第6条 検査員及び判定員は、認証の業務を行うまでに以下の力量を有していること。

- (1) J A S 関係法令、認証の技術的基準等に関する知識
- (2) 検査又は判定の原則並びに認証の業務の実施方法に関する知識
- (3) 認証対象の農林物資の生産方法及び事業分野に関する専門知識
- (4) 申請者又は生産行程管理者等が J A S 規格に適合した製品を供給できるかどうかを検査又は判定する技能
- (5) 文書及び口頭で効果的に意思疎通できる技能
- (6) 報告書等を作成する技能

2 事務員は、認証の業務を行うまでに前項の(1)、(2)及び(3)の力量を有していること。

3 県は、検査員、判定員及び事務員が必要な前項に定める力量を有しているか以下の方法により確認し別紙様式第1号に記録する。

- (1) 履歴書による学歴、専門的資格、登録分野における経験(実務内容)
- (2) 研修記録

(管理)

第7条 県は、検査員及び判定員に関して、以下の事項のうち(1)から(6)までに
関する項目を別紙様式第1号に、(7)に関する項目を別紙様式第2-1号又は第2-
2号に、(8)に関する項目を県職員の場合は人事担当部局が、外部の者を検査員とし
て任命する場合は事務員が、記録及び保管し、最新の情報に維持し適正に管理する。

- (1) 氏名
- (2) 所属及び役職
- (3) 業務の範囲
- (4) 学歴及び専門的資格
- (5) 登録分野における経験(実務内容)、研修記録、検査業務実績及び判定業務実績
- (6) 委嘱を受けた直近の更新記録日付
- (7) 業務の査定実績
- (8) 住所

2 事務員に関して、前項の(1)、(2)及び(4)から(6)(ただし、「委嘱を受けた」を「配属された」と読み替えるものとする。)までに
関する項目を別紙様式第1号に、(7)に関する項目を別紙様式第2-4号に、(8)に関する項目を人事担当部局
が、記録及び保管し、最新の情報に維持し適正に管理する。

3 県は、第2条第3項に規定する資格要件の確認について、別紙様式第1号に記録する。

4 県は、検査員、判定員及び事務員が継続して力量を有しているか以下の方法により評価を行い記録する。

- (1) 検査員に関して、別紙様式第1号による研修記録及び検査業務実績、実地検査立会いによる検査業務遂行能力の確認及び別紙様式第2-1号による査定
- (2) 判定員に関して、別紙様式第1号による研修記録、検査業務実績、判定業務実績の確認及び別紙様式第2-2号による査定
- (3) 事務員に関して、別紙様式第1号による研修記録及び別紙様式第2-4号による査定

附 則

この規程は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年11月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月19日から施行する。

(別表)

農林物資の種類	授業科目	実 務
地鶏肉	畜産物の生産に関する授業科目	畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究
有機農産物	農産物の生産に関する授業科目	農産物の生産又は農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究
有機加工食品	飲食料品の製造又は加	飲食料品の製造若しくは加工又は

	工に関する授業科目	これらに関する指導、調査若しくは 試験研究
--	-----------	--------------------------

別紙様式第1号

職員、登録認証機関が委嘱する外部の委員その他認証業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲

① 氏名、業務の範囲

担当する業務	氏名	所属	職名	委嘱年月日	業務の範囲
検査員					
小計 名					
判定分科 会委員					
小計 名					
判定員					
小計 名					
公平性分 科会委員					
小計 名					
事務員					
小計 名					
合計 名					

年度検査業務の査定実績表

1 検査員氏名	
2 区分	
3 実地検査（調査）日	年 月 日
4 検査対象者	
5 実地検査（調査）内容の確認	
確 認 事 項	確 認 欄
(1) J A S 関係法令・認証の技術的基準等に関する理解 ・書類審査及び実地検査（調査）において、当該農林物資に係る認証の技術的基準との整合性を確認しているか	
(2) 実地検査（調査）は適正に行われたか	
・他の検査（調査）で知り得た特定の情報を当該検査（調査）で開示しなかったか	
・認証の可否に対する言及及びコンサルティングが行われなかったか	
・確認書を検査（調査）日に作成し、当該事業者と書類を交わしているか	
・当該事業者からの回答報告により是正内容が確認できるか、全面的又は部分的に再検査が必要かを検査しているか	
(3) 報告書の内容は適正であるか ・判定が的確に行えるよう、検査員が確認した内容、対象事業者への指摘事項、指摘事項への是正状況などが記載されているか	
6 報告書提出日	年 月 日
7 査定結果	

査 定 日： 年 月 日

査定実績記録者：

年度判定業務の査定実績表

1 判定員氏名		
2 区分		
3 判定対象事業者		
4 判定内容		
(1) 判定による意見・質問の有無	有 ・ 無 有の場合の内容	
(2) 判定結果		
(3) 判定結果報告書提出日	年 月 日	
5 判定内容の確認		
	確認事項	確認欄
	J A S 関係法令・認証の技術的基準等及び判定業務の実施方法に関する理解	
	・ 申請書類、実地検査報告書及び判定分科会意見等により、当該事業者が認証の技術的基準の各事項について適合又は不適合かを評価しているか	
	・ 当該事業者が J A S 法に基づく生産行程管理ができる能力を有し、格付（予定）製品が J A S 規格に適合するか判断しているか	
6 査定結果		

査 定 日： 年 月 日

査定実績記録者：

年度判定分科会業務の査定実績表

1 判定分科会委員氏名		
2 判定分科会開催日	年 月 日	
3 力量の確認		
確認事項		確認欄
(1) J A S 関係法令・認証の技術的基準等に関する理解 ・ J A S 関係法令、認証の技術的基準を理解した上で意見を提出しているか		
(2) 認証業務規程等に関する理解		
・ 認証の可否に対する言及はなかったか		
・ 意見は所掌事項を逸脱していないか		
4 査定結果		

査 定 日 : 年 月 日

査定実績記録者 :

